



諮 問

鳥取県海区漁業調整委員会

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条の規定に基づく「鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」について、同条第10項で準用する第4項の規定に基づき検討をしたいので、同条第9項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

令和2年3月12日

鳥取県農林水産部長 西尾 博之



TAC制度について

TAC制度の背景

- 平成8年「海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)」が発効
 - ・排他的経済水域 (EEZ) を設定
 - ・沿岸国は自国の EEZ において水産資源の適切な保護管理措置を講じることが定められる
- 平成9年よりTAC制度の導入
 - ・「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の施行

排他的経済水域における水産資源について、我が国の主権ないし主権的権利を主張するためには、科学的知見に基づき適切に管理することにより、その持続的利用を図る必要がある。

- 平成30年よりくろまぐろのTAC管理を開始→県計画の変更が必要

TACとは

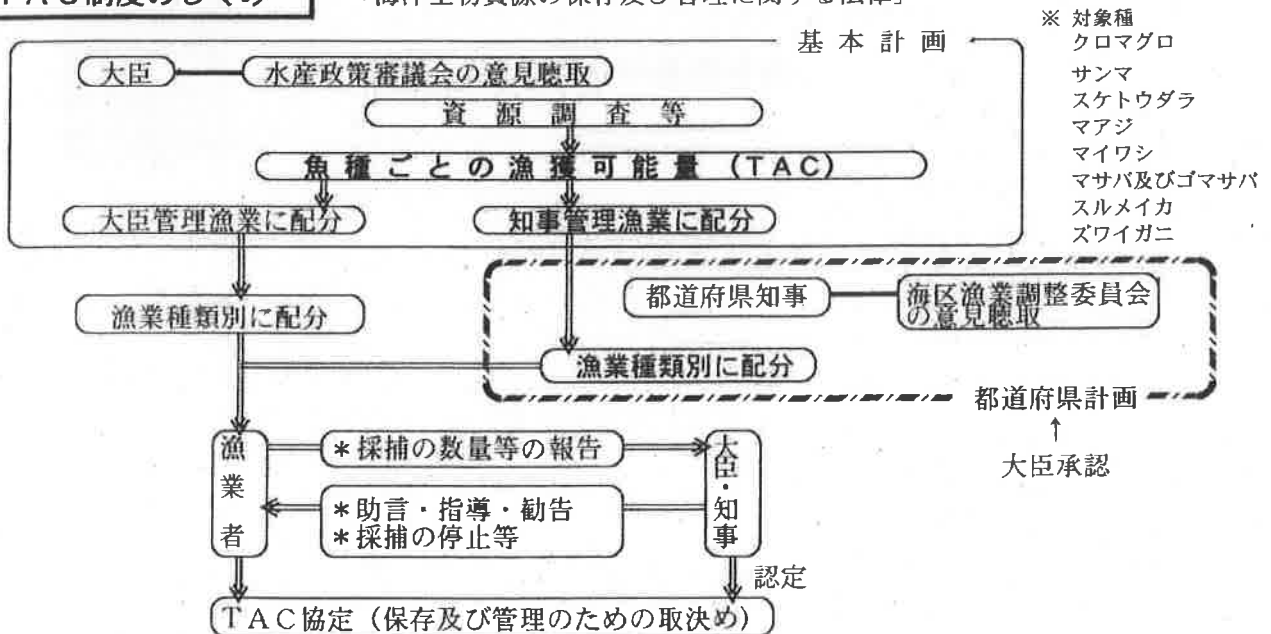
- 漁獲可能量のこと (Total Allowable Catch の略)
- 農林水産大臣により、最大持続生産量を実現することができる水準に資源を維持し又は回復させることを目的として、当該資源ごとの動向に関する事項及び他の海洋生物資源との関係等を基礎とし、当該資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して定められる。

TAC制度のねらい

- 魚種ごとに1年間の漁獲の上限を定めることにより、資源の保存・管理を図ろうとするもの。
- 一定の産卵親魚を保護し、再生産可能な資源を保ち、資源の持続可能な利用を目指す。

TAC制度のしくみ

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」



都道府県計画とは？

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」

- 都道府県の知事が、基本計画に即して、基本計画の知事管理量に関し実施すべき施策に関する都道府県の計画を定めたもの。
- 都道府県の知事はTAC対象魚種に係る漁業の経営その他の事情を勘案して、毎年少なくとも一回、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

また、検討を行うに当たっては、都道府県の知事は関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

1 現行の県計画の骨子

○鳥取県に定められたTAC割当数量（知事管理量）及び実施すべき施策

魚種	管理量	実施すべき施策	備考
まあじ	若干	定置網漁業及び刺網漁業については、これらの現状の漁獲努力量の総量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。	知事許可漁業
するめいか	若干	総トン数5トン未満の動力船により釣りによって、するめいかを獲ることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。	自由漁業

「若干」：現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるように管理する。

⇒過去の漁獲実績が100ト以上であるが、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県に対する配分。

2 考慮される事項

○令和2年漁期知事管理量

まあじ：「若干」（令和元年漁期知事管理量と同様（大臣が決定））

するめいか：「」（令和元年漁期知事管理量「若干」から変更（大臣が決定））

「」：数量明示なし。資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要なし。

⇒過去の漁獲実績が概ね100ト未満

○管理の現状

- ・漁獲情報システム又は漁協からの報告により、まあじの月推移を把握。
- ・漁獲情報システムにより、まあじ、するめいかの漁獲量の年推移を把握。
- ・漁獲動向に注意しながら漁業許可。

○管理対象魚種の本県沿岸漁業による漁獲の状況

〔まあじ〕

平成30年の対馬暖流系群の漁獲量は11.8万トンで、資源量は中位増加傾向にある。

本県沿岸漁業では主に小型定置網で漁獲されており近年の漁獲量は200～300トン前後で推移している。

〔するめいか〕

本種の我が国における秋期発生系群の平成30年の漁獲量は、6.9万トンで過去30年間で最低の水準。資源量は中位減少傾向にある。

本県では、小型いかつり漁業（許可漁業）により主に水揚げされる他、釣り漁業（5トン未満：自由漁業）によって漁獲されている。本県の許可制の小型いかつり漁業（5トン以上）以外の近年の漁獲量は100トン未満で推移している。

本県沿岸漁業における漁獲量（トン）

魚種・漁業種類	H27	H28	H29	H30	R1
まあじ	327	303	237	155	144
小型定置漁業	178	164	105	78	73
刺網漁業	52	65	43	24	22
するめいか(5ト未満一本釣り)	64	53	34	56	92

3 検討結果

現行の計画のうち、するめいかについて数量明示なしに変更

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画変更

平成30年6月29日公表

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県では、沿岸漁業として小型底びき網漁業、刺網漁業等が、沖合漁業として沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、小型いか釣り漁業等が盛んであり、水産業は重要な産業となっている。
また、本県西部に位置する境港は日本海側最大の漁業基地であるとともに、水産物流通加工の一大拠点となっている。
このように、水産業は本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 2 本県の沖合海域は、寒暖両流が交錯していることから、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成しているが、漁獲対象である海洋生物資源の中には、低位水準にとどまっているものや、資源水準が悪化しているものが見られる。
今後とも本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。
- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- 4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等、実効力のある措置を講ずるため、他県入漁船を含めて第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産試験場を中心とし、国又は関係道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- 6 くろまぐろの保存及び管理に関する方針は別に定める。
- 7 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- 8 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 9 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うよ

うに努めることとする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

【まあじ】 1月から12月まで：若干

【するめいか】 4月から翌年3月まで：若干

三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

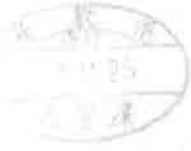
定置網漁業及び刺網漁業については、これらの現状の漁獲努力量の総量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。

【するめいか】

総トン数5トン未満の動力船により釣りによってするめいかを獲ることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。

四 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。



元水管第 1549 号
令和元年 11 月 15 日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓



海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 2 項第 6 号に掲げる
数量及び同項第 10 号に掲げる量について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づく海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 30 年 12 月 12 日公表）の変更に当たり、同条第 2 項第 6 号に掲げる数量及び同項第 10 号に掲げる量を別紙のとおり定めることについて、同条第 9 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき、その関係部分について貴職の意見を求めるので、令和元年 11 月 25 日までに回答願います。

都道府県： 鳥取県

1. 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量の関係部分について

令和2年漁期の漁獲可能量について都道府県別に定める数量

(単位：トン)

第一種特定 海洋生物資源	都道府県別に定める数量
さんま	二
すけとうだら	
まあじ	若干
まいわし	二
まさば及びごまさば	
するめいか	
ずわいがに	

(注1) すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2) 数量を明示していない場合及び「若干」としている場合の取扱い等は、以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない都道府県は、過去(平成26年～28年。するめいかにあつては27年～29年。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

なお、漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている都道府県は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

2. 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について都道府県別に定める量の関係部分について
該当なし



元水管第 2059 号
令和 2 年 2 月 17 日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓



海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 2 項第 6 号に掲げる
数量について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づく海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（令和元年 12 月 4 日公表）の変更に当たり、同条第 2 項第 6 号に掲げる数量を別紙のとおり定めることについて、同条第 9 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき、その関係部分について貴職の意見を求めるので、令和 2 年 2 月 25 日までに回答願います。

都道府県： 鳥取県

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量の関係部分について

令和2年漁期の漁獲可能量について都道府県別に定める数量

(単位：トン)

第一種特定 海洋生物資源	都道府県別に定める数量
さんま	
すけとうだら	
まあじ	若干
まいわし	
まさば及びごまさば	
するめいか	
ずわいがに	

(注1) まさば及びごまさば、並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2) 数量を明示していない場合及び「若干」としている場合の取扱い等は、以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない都道府県は、過去(平成26年～28年。するめいかにあつては27年～29年。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

なお、漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている都道府県は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。



農林水産省指令元水管第 2059 号

鳥取県知事

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（令和元年 12 月 4 日公表）を変更し、別紙のとおり同条第 2 項第 6 号に掲げる数量を定めたので、同条第 9 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき、その関係部分を通知する。

これにより、同法第 4 条第 6 項の規定に基づき、貴県計画を変更する必要があることを通知する。この場合、同条第 7 項の規定に基づき、貴県計画の変更を要することに留意いただきたい。

令和 2 年 3 月 11 日

農林水産大臣 江藤 拓



都道府県：鳥取県

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量の関係部分について

令和2年漁期の漁獲可能量について都道府県別に定める数量

(単位：トン)

第一種特定 海洋生物資源	都道府県別に定める数量
さんま	
すけとうだら	
まあじ	若干
まいわし	
まさば及びごまさば	
するめいか	
ずわいがに	

(注1) まさば及びごまさば、並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2) 数量を明示していない場合及び「若干」としている場合の取扱い等は、以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない都道府県は、過去(平成26年～28年。するめいかにあっては27年～29年。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

なお、漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている都道府県は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。